

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 9 号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 9 号の表 1 の項中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に、「第 1 条の 2 第 1 項第 2 号」を「第 1 条の 8 第 1 項第 2 号」に改め、同表 2 の項中「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日から施行する。